平成２４年（フ）第１０６号
山梨県甲府市大里町3855番地１　ハイツ桜林203
債務者　萩原知恵美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
長野県茅野市金沢4518番地１　八ヶ岳寮
債務者　赤羽　　功
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１９９号
愛知県津島市百町字光善地46番地
債務者　市來　正博
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６０号
愛知県弥富市前ケ須町西勘助242番地１
債務者　山本　慶子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
兵庫県宝塚市千種１－２－52　宝塚千種アーバンリズ303、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町新在家702番地の３　ロイヤルシャトー東加古川313号
債務者　高橋　宏行
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目21番12―501号
債務者　住田　裕紀（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６１号
兵庫県西宮市高木東町15番26―703号
債務者　田中　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６５号
兵庫県尼崎市神田南通６丁目190番地　メゾン光和302
債務者　矢尾田博洋
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８２号
兵庫県尼崎市西本町２丁目18番地　グランディアイーストコート201号
債務者　田中美知代
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９号
徳島県阿南市長生町北貝ヶ原17番地１
債務者　沼田きくみ
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１３号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地117
債務者　鷲津多美子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県今治市天保山町４丁目４番地17
債務者　矢野　玲子（旧姓大澤）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２２号
福岡県八女郡広川町大字日吉1388―６、住民票上の住所福岡県筑後市大字西牟田3744番地
債務者　田中　博史
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３５号
福岡県田川市大字奈良1792番地、前住所福岡県田川市大字奈良231番地13
債務者　石川かつよ（旧姓森蔭）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第７０号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘３―23―12　軽米ゴルフ場社宅Ａ－１、住民票上の住所岩手県九戸郡軽米町大字円子第７地割40番地
債務者　浅水　千枝
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３６３号
兵庫県明石市魚住町清水139番地の３　東ビルディング３－Ｂ
債務者　山本　淳嗣
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係